

向東小学校地域教育支援推進委員会会則

(目的及び設置)

第1条 学校、家庭、地域の教育力の向上を図るため、地域全体で主体的に子どもの教育を支援する体制を構築し、ボランティアによる学校支援及び家庭教育支援を行うことを目的として向東小学校地域教育支援推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 推進委員会は、前条の目的を達成するため、次の業務を必要に応じて行う。

- (1) 学校支援活動の計画及び企画立案
- (2) 学校支援ボランティアの募集及び登録
- (3) コーディネーターの選任
- (4) 教員及び地域住民への広報及び啓発
- (5) 家庭教育講座及び相談会等の企画運営

(委員の構成)

第3条 推進委員会の委員は次の各号に掲げる者で構成し、委員は学校長が委嘱する。

- 1号委員：区長会の代表者
- 2号委員：社会福祉協議会の代表者
- 3号委員：PTAの代表者
- 4号委員：民生児童委員会の代表者
- 5号委員：公民館長
- 6号委員：その他本委員会の活動に関係する各種団体の長
- 7号委員：前各号に掲げる者のほか、学校長が必要と認める者

(役員)

第4条 推進委員会に次の役員を置く。

- 2 会長1名、副会長1名、事務局2名
- 3 会長、副会長は委員の中から選出する。事務局は学校長が任命する。
- 4 会長は、推進委員会を代表し、会務を統括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のとき会長の職務を代行する。
- 6 事務局は、会議の開催に伴う事務を取り扱う。

(任期)

第5条 委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 推進委員会は、各学期始めに1回開催する。

- 2 推進委員会は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。
- 3 推進委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 推進委員会には関係者等の出席を求め、意見を聴取することができる。

(コーディネーター)

第7条 コーディネーターは、推進委員の中から、推進委員会が任命する。

- 2 コーディネーターの任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

(コーディネーターの所掌事務)

第8条 コーディネーターは、次の業務を行う。

- (1) 地域と学校の情報連絡
- (2) 学校支援ボランティアへの依頼及び連絡調整

(事務局の所掌事務)

第9条 事務局は、次の業務を行う。

- (1) コーディネーターとの連絡調整

(2) 推進委員会に関する事務

(3) その他事業に関する業務

(個人情報の保護)

第10条 事業に携わる者(以下「事業関係者」という。)は、事業に係る個人情報をその目的外に使用してはならない。

2 事業関係者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。退いた後も、また同様とする。

(その他)

第11条 この会則に定めるもののほか、推進委員会に関して必要な事項については、会長が定める。

第12条 会長の発議により、必要に応じて、推進委員会を招集する。

附則

この会則は平成23年9月30日から施行する。

平成29年6月20日、一部改正して施行する。